



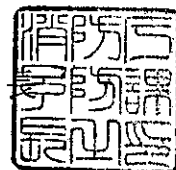
消防予第145号
平成17年7月11日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課



予防技術資格者のあり方検討会報告書の送付について

消防本部で実施すべき予防業務は、高度化、多様化しており、特に法令違反に対する違反処理、消防法令における性能規定の導入などを踏まえると、防火対象物や危険物施設の防火安全性を低下させることなく、円滑に予防業務を遂行するためには、より専門的で高度な知識及び能力を有する予防要員の育成、確保が必要になります。

このようなことから、「消防力の基準の一部を改正する件」（平成17年消防庁告示第9号）において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には「予防技術資格者」を一人以上配置することとされたところですが、「予防技術資格者」に求められる資質、その他予防技術資格者制度のあり方について「予防技術資格者のあり方検討会」を設置し、検討を行った結果を別添のとおり取りまとめたので送付します。

なお、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知して頂きますようよろしくお願い致します。

総務省消防庁 予防課
担当：設備係 伊藤・高垣

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

E-Mail：takagaki-t@fdma.go.jp

予防技術資格者のあり方について

平成 17 年 7 月

予防技術資格者のあり方検討会

予防技術資格者のあり方について

目 次

第1章 総論

1. 1 検討目的	1
1. 2 検討事項	1

第2章 現状の基準

2. 1 消防力の基準	2
2. 2 消防学校の教育訓練の基準	2
2. 3 委員消防本部消防学校における予防教育の現状	5

第3章 消防力の整備指針

3. 1 予防要員数の算定について	7
3. 2 予防技術資格者の創設	7

第4章 予防技術資格者に対する検討事項

4. 1 予防技術資格者に求められる位置付け・要件について	9
4. 2 予防技術検定（仮称）の受験対象者等について	11
4. 3 予防技術検定（仮称）の受験資格について	11
4. 4 予防技術検定（仮称）の内容について	13
4. 5 予防技術検定（仮称）の形式について	13

第5章 今後の課題

5. 1 予防技術資格者に求められる資質等について	15
5. 2 講習課程の期間について	15
5. 3 予防技術検定（仮称）の実施方法について	15
5. 4 予防技術資格者制度の検討課題について	16

参考資料-1 講習カリキュラム構成	17
参考資料-2 予防技術資格者概念図	19

予防技術資格者のあり方検討会委員

(順不同・敬称略)

委員長	次郎丸 誠男	危険物保安技術協会理事長
副委員長	小林 恭一	総務省消防庁予防課長
委員	鈴木 和男	独立行政法人消防研究所事務局長
委員	金子 照行	消防大学校副校長
委員	幸田 雅治	総務省消防庁消防課長
委員	梅原 直	総務省消防庁危険物保安室長
委員	木原 正則	総務省消防庁防火安全室長
委員	西村 邦夫	全国消防長会参事
委員	関口 和重	東京消防庁次長兼予防部長
委員	能瀬 俊明	千葉市消防局予防部長
委員	伊藤 英男	川崎市消防局予防部長
委員	高野 和男	名古屋市消防局予防部長
委員	秋葉 洋	京都市消防局予防部担当部長
委員	高橋 太	(財)消防試験研究センター業務部長
委員	三浦 勉	日本消防検定協会総務部長
委員	長澤 良治	(財)日本消防設備安全センター業務部長
事務局	総務省消防庁予防課 設備専門官 鈴木 康幸 設備係長 伊藤 要 設備係員 菅原 憲一	

予防技術資格者のあり方について

第1章 総論

1.1 検討目的

消防本部で実施すべき予防業務は、高度化、多様化しており、特に消防用設備等に係る性能規定化の導入、防火対象物に係る違反処理の推進、危険物規制業務の増加、防火対象物定期点検報告制度の導入などを踏まえると、消防機関で処理すべき予防業務を円滑に遂行するためには、より専門的で高度な知識及び能力が必要になる。

平成17年6月13日には、従来、市町村が適正な消防力を整備するにあたっての指針として示されていた「消防力の基準」が、「消防力の基準の一部を改正する件」(平成17年消防庁告示第9号)により「消防力の整備指針」と改められ、「市町村が消防力の整備を進める上での整備目標」としての位置付けが明確化された。

その中で予防要員の増強が定められるとともに、高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度の知識及び技術を有する「予防技術資格者」を適切に配置することが定められた。

本検討会においては、「予防技術資格者」に求められる資質その他予防技術資格者の制度を確立するため、必要な事項について検討を行うものとする。

1.2 検討事項

本検討会の検討事項は、次のとおりである。

- 1 消防学校における予防教育の現状について。
- 2 予防技術資格者の位置付けについて。
- 3 予防技術資格者の要件について。
- 4 予防技術資格者の要件の問題点について。
- 5 予防技術検定(仮称)の受験対象者について。
- 6 予防技術検定(仮称)の受験資格について。
- 7 予防技術検定(仮称)の受験資格として必要とされる専門の課程について。
- 8 予防技術検定(仮称)の概念について。
- 9 予防技術検定(仮称)の内容について。
- 10 (仮称)予防技術検定の実施方法について。
- 11 今後の課題について。

第2章 現状の基準

2.1 消防力の基準

2.1.1 概要

「消防力の基準」(平成12年消防庁告示第1号)は、消防組織法第20条の規定に基づき、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急並びに人命救助等を確実に遂行し、当該市町村の区域において消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、昭和36年に告示として定められたものである。

その後、近年の都市構造の変化、消防需要の変化に対応して、より実態に即した合理的な基準となるよう、平成12年に全部改正が行われ、それまでの「必要最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針」へと性格が改められ、市町村の自主的決定要素が拡充された。

さらに、平成17年6月13日に、その名称を「消防力の整備指針」と改めて、大幅な見直しを行った。

2.1.2 予防要員に関する規定

「消防力の基準」第3章 人員の基準 には次のとおり規定されている。
(平成18年4月1日から新基準(後述)に移行。)

第26条 消防本部及び署所において、専ら火災の予防業務に従事する消防吏員(第29条において「予防要員」という。)の数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村の区域の面積、市町村に存する防火対象物の数、危険物の製造所等の種類及び規模、少量危険物の施設の数及び種類等、市町村における消防法第7条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、石油コンビナート等特別防災区域の有無並びに火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。

- 1 市町村の人口に100,000分の12を乗じて得た数
- 2 市町村に設置されている危険物の製造所等の数を150で除して得た数

2.2 消防学校の教育訓練の基準

2.2.1 概要

「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年消防庁告示第3号)は、平成15年に全面的に見直しされた基準であり、消防学校が消防職員等に対して行う教育訓練の到達目標や標準的な教科目及び時間数等を定めている。教育訓練の種類としては、初任教育や専科教育等の種類が挙げられており、予防業務に関する専科教育は、予防査察科、危険物科、火災調査科等の種別に分類されている。

2.2.2 初任教育、専科教育のうち、予防に係るものの時間数

「消防学校の教育訓練の基準」第4条(消防職員に対する初任教育)及び第5条(消防職

員に対する専科教育)に初任教育及び専科教育に係る概要及び時間数が示されているが、予防に係るものを掲げると次のとおりである。

初任教育(第4条第2項)

教科目	時間数
予防広報	20
危険物	8
消防用設備	12
査察	24
建築	10
火災調査	15
時間合計	89

・予防査察(第5条第2項第3号)

- イ 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。
- ハ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反对象物に対して是正を指導できること。

教科目	時間数
講話	1
予防査察行政の現状と課題	2
消防同意	6
査察	24
危険物規制	7
違反処理	14
査察実習	7
事例研究	6
効果測定	2
行事その他	1
時間合計	70

・危険物(第5条第2項第4号)

- イ 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。
- ハ 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

教科目	時間数
講話	1
危険物行政の現状と課題	2
危険物化学	5
危険物規制	21
事例研究	4
効果測定	1
行事その他	1
時間合計	35

・火災調査(第5条第2項第5号)

- イ 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。
- ハ 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。

教科目	時間数
講話	1
原因調査関係法令	6
原因調査	25
損害調査	6
鑑定	2
調査実習	7
調査書類	14
事例研究	6
効果測定	2
行事その他	1
時間合計	70

※上記の表については、別表第二から一部抜粋したものである。

2.3 消防学校における予防教育の現状

本検討委員会の委員が属する消防本部（以下「委員本部」という。）の協力により「消防学校の教育訓練の基準」に基づく各消防学校での運用状況を調査したところ、ほぼ、基準時間を満足していることが確認できた。

初任教育・専科の時間配分

・初任教育

	H15告示3号	東京	千葉	川崎(県)	名古屋	京都	最大値
予防広報	20	37	20	25	20	30	37
危険物	8	8	12	12	8	19	19
消防用設備	12	17	12	13	12	19	19
査察	24	20	24	25	24	21	25
建築	10	14	15	17	10	15	17
火災調査	15	13	15	16	15	17	17
石コン※			9				9
時間合計	89	109	98	108	89	121	143

※告示とは別に定めているもの。

・予防査察

	H15告示3号	東京	千葉	川崎(県)	名古屋	京都	最大値
講話	1		2		1	1	2
予防査察行政の現状と課題	2	4		19	2	3	19
消防同意	6	7	◎0	3	6	4	6
査察	24	8	23	11	24	20	24
危険物規制	7		7	10	7	4	10
違反処理	14	8	10		14	7	14
査察実習	7	6	7		7	9	9
事例研究	6	18	7	4	6	6	18
効果測定	2		2	2	2	1	2
行事その他	1	9	5	3	1		9
火災予防条例※		4		3		4	4
予防広報・防火指導※		5		14			14
消防用設備等※		15	7			4	15
システム※						3	3
文化財※						4	4
時間合計	70	84	70	69	70	70	153

※告示とは別に定めているもの。 ◎単独で70時間の専科を規定しているもの。

※京都市にあっては、専科教育を段階的に分割して教育を実施しているもの。以下同じ。

・危険物

	H15 告示3号	東京	千葉	川崎(県)	名古屋	京都	最大値
講話	1		2		1		2
危険物行政の現状と課題	2	2			2		2
危険物化学	5	5	25		5		25
危険物規制	21	21	26		21		26
事例研究	4	3	10		4		10
効果測定	1		2		1		2
行事その他	1	4	5		1		5
時間合計	35	35	70	※0	35	※0	72

※危険物は予防査察を含む。

・火災調査

	H15 告示3号	東京	千葉	川崎(県)	名古屋	京都	最大値
講話	1	2	2		1	4	4
原因調査関係法令	6		3	6	6		6
原因調査	25	9	24	11	25	8	25
損害調査	6	4	6	4	6	4	6
鑑定	2		7	14	2	6	14
調査実習	7	13		14	7	1	14
調査書類	14	2	14	11	14	6	14
事例研究	6		7	6	6	3	7
効果測定	2	1	2	1	2	1	2
行事その他	1	4	5	2	1		5
建築※						2	2
時間合計	70	35	70	69	70	35	99

※告示とは別に定めているもの。

第3章 消防力の整備指針

「消防力の基準」の見直しに当たっては、「市町村が適正な消防力を整備するに当たっての指針」としての位置付けを維持しつつ、消防サービスの水準確保を前提に、国民の安全にかかわる指針であることを踏まえたうえで、地方分権の観点に立ち、市町村が様々な選択を行えるような内容・形態として「消防力の基準の一部を改正する件」（平成17年消防庁告示第9号）により「市町村が消防力の整備を進める上での整備目標」としての性格を明確にし、名称についても「消防力の整備指針」として改められた。

当該指針の中で予防要員に関する規定は次のとおりである。

3.1 予防要員数の算定

予防業務が高度化、多様化するとともに、さらに違反処理の推進、性能規定化等の新たな制度が導入されたこと等を踏まえ、予防事務に要する人員数の算定指標が、市町村の人口から予防事務量と密接な相関関係にある防火対象物の数（特定防火対象物数、非特定防火対象物数及び戸建住宅数）に改められた。

なお、小規模な消防本部においても、予防業務の継続性及び公平性等をかんがみ最低限必要な要員を2名は確保することとされた。

- 1 予防要員の算定の指標は、市町村内の人口から防火対象物数に変更するが、人口10万人の標準団体における予防要員数を、従来の12人相当から15人相当として算定する。
- 2 標準団体で必要な予防要員のうち、専任要員は12人相当とし、3人相当は交替制勤務の兼務要員とする。
- 3 交替制勤務の兼務要員の予防業務の従事形態は、災害発生時に緊急車両に搭乗する場合を除き、予防業務に従事する形の兼務とする。

3.2 予防技術資格者の創設

「消防力の整備指針」第34条第3項において「消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防長長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するものとする。」と規定されたところである。

3.2.1 現状と課題

現行の基準上、予防要員に関する資格要件は設けられていない。

予防業務については、防火対象物の高層化、大規模化等や新技術の開発、社会・経済動向などを背景に新たに性能規定が導入されたこと、違反処理の推進や防火対象物点検報告制度が導入されたこと等から高度化・専門化が進んでいる。

しかしながら現状は、そのような専門性が高く、高度な業務を担当している予防要員について、その実務能力を客観的に示す制度がなく、予防要員の職務能力の質的水準の確保

やその役割の重要性の認識が十分に図られているとはいえない状況にある。

3.2.2 対応策・考え方

性能規定の導入、違反処理の推進、危険物規制業務の増加、防火対象物定期点検報告制度の創設等、高度化、専門化する予防業務に的確に対応するために、予防技術資格者制度を創設することが適当である。

第4章 予防技術資格者に関する検討

4.1 予防技術資格者の位置付け、要件について

4.1.1 予防業務の分類について

予防業務を実施するためには、一般的に工学的知識や能力及び法学的知識が幅広く必要であり、担当する業務によっては、それぞれ建築、機械、電気、化学、法律等に関する専門的な知識及び能力が求められる。このことを踏まえ、予防業務ごとに求められる知識等を整理すると次のようになる。

1 消防同意に関する業務

防火対象物の設計図面に基づき、消防用設備等、建物構造、防火区画、内装制限、避難経路、非常用進入口等が、消防法令のみならず建築基準法令にも適合していることの審査を行うために、主として、消防用設備等の設置基準のほか建築に関する知識及び技術が求められる。

2 消防用設備等に関する業務

消防用設備等が技術基準に適合するように設計、施工、維持管理されていることの審査・検査を行うために、主として、機械、電気、建築に関する知識及び能力が求められる。なお、消防用設備等の技術基準に性能規定が導入されたことに伴い、より高度な知識及び技術が求められることが予想される。

3 防火管理に関する業務

消防法令に関する基礎的な知識及び技術が求められる他、消防計画等の防火管理業務についての的確な指導能力が求められる。

4 査察に関する業務

消防法令に関する基礎的な知識及び技術が求められ、査察の際、防火対象物の状況に応じ法令違反の有無を判断し、その是正を適切に指導する能力が求められる。

5 違反処理に関する業務

消防法令に関する基礎的な知識及び能力が求められる他、法令違反であることを立証するために、厳格な法令解釈、司法当局に対する証拠書類の整備、司法当局との協議等が必要であり、法律に関する専門的知識が求められる。

6 火災原因調査に関する業務

火災原因調査は、公正中立の立場から科学的根拠に基づき火災原因を特定する必要があり、工学全般に関する知識及び技術が求められる。

7 危険物規制に関する業務

化学物質の防火面に関する特性を踏まえた規制を行うために、規制法令の他、危険物に係る化学等に関する知識及び技術が求められる。

4. 1. 2 予防技術資格者の位置付け

各消防本部が予防事務を円滑に処理するために、「消防力の整備指針」において火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1名以上配置するよう規定された。

予防技術資格者は、高水準の知識、能力等を有していることが必要であり、指導的立場にある者には予防技術資格者を配置することが望ましいこととなる。

また、他の係員においても、出来るだけ多くの者が資格を有することが望ましい。

4. 1. 1で示した予防業務は、概ね「防火査察・防火管理に関する業務」、「建築・設備に関する業務」、「危険物保安に関する業務」の3つの業務に大別されるが、それぞれの業務を行う上で必要な知識及び能力は異なるため、それぞれの業務において専門の知識を有する者が必要となる。

1 消防用設備等に関する業務

主に消防同意、設備指導に精通し、性能規定の導入もあり、理工系の知識が必要となる分野

2 防火査察・防火管理に関する業務

査察、違反処理、防火管理に精通し、法学に関する知識が必要となる分野

3 危険物に関する業務

主に危険物行政に精通し、危険物に係る化学等の知識が必要となる分野

4. 1. 3 予防技術資格者の要件

「消防力の整備指針」において「(略)火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、(略)火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するもの」と規定されている。

「消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者」とは、予防業務に関する一定水準の知識及び技能を有することを客観的に確認する試験(以下、本報告書において「予防技術検定(仮称)」という。)に合格し、かつ火災予防に関する業務について通算2年以上の従事経験を有する消防職員とすることが適当である。

ただし、次に掲げる者についても、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織に1人以上の予防技術資格者を円滑に配置する観点から、一定の期間に限定して予防技術資格者となり得るものとする。

1 火災予防に関する業務について通算5年以上の従事経験を有する消防職員

2 消防大学校で火災予防に関する課程を修めた消防職員

※ 予防技術資格者の要件としている「火災予防に関する業務に従事する年数」については、消防同意事務又は消防同意事務経験と同等以上の高度かつ困難な危険物事務又は違反処理事務に1年以上従事した経験があることを必須要件とすることが適当である。

4.2 予防技術検定（仮称）の受験対象者等について

予防技術資格者制度は、消防機関の予防部門において一定の資質を有する予防要員を配置することを目的として設けられたものであるが、予防業務に対して強い関心を持ち、一定の知識及び能力を持つ大学生等一般の人（以下「一般人等」という。）に対しても試験を実施することにより、予防業務に従事することについて強い意欲を持った者を消防職員として採用できるとともに、防火対象物における防火管理者業務の充実、消防防災関連メーカーの技術力の向上等が期待できることから、予防技術検定（仮称）については、消防職員だけでなく、一般人等も受験できることとすることが望ましい。

なお、一般人等が試験に合格した場合、次のメリットが考えられる。

- 1 消防職員になりたい一般人等（特に予防業務に従事することを希望する学生）が、消防職員の採用面接に当たって、消防職員として勤務する意欲の高さ、一般人等自身の資質の高さを客観的に示すプラス要素として活用できる。
- 2 消防防災関係の民間企業に就職する際にも、消防関係法令等に関する基礎知識等を修得していることを客観的に示す資格となり、社会に採用される資格者が増えれば我が国全体の消防防災水準が向上する。
- 3 一般人等については、消防署に各種書類を提出する会社や部署（建設会社、設備会社、防災センター等）で勤務する者や、消防用設備等の工事、整備及び点検等を業とする会社に勤務する者の、消防法令に関する知識等の水準が向上することが期待される。

4.3 予防技術検定（仮称）の受験資格について

あらかじめ消防学校等（大学、専門学校等を含む。）において、火災予防に関する専門の課程を修了していることが予防技術検定（仮称）の受験の要件となる。

4.3.1 受験資格として必要とされる専門の課程（カリキュラム）（参考資料－1 参照）

火災予防に関する専門の課程の講習期間は1ヶ月程度とし、初任教育の中で実施される予防関係の教育期間も講習期間に含めることができることとする。

このことを踏まえると、予防専科教育（予防査察又は危険物）を修めれば、概ね受験資格を取得することができることとなる。仮に、規定時間に満たない場合は特別講習を行うことにより受験資格を取得することが可能になる。なお、予防専科教育が行われていない都道府県においては、消防長等が予防専科教育と同等以上の効果があると認める消防本部等で実施する予防実務教育も予防専科教育の時間に含めることができることとする。（参考資料－2 参照）

《講習期間算定例》

必要講習期間：7時間/日×5日×4週（1月）＝140時間

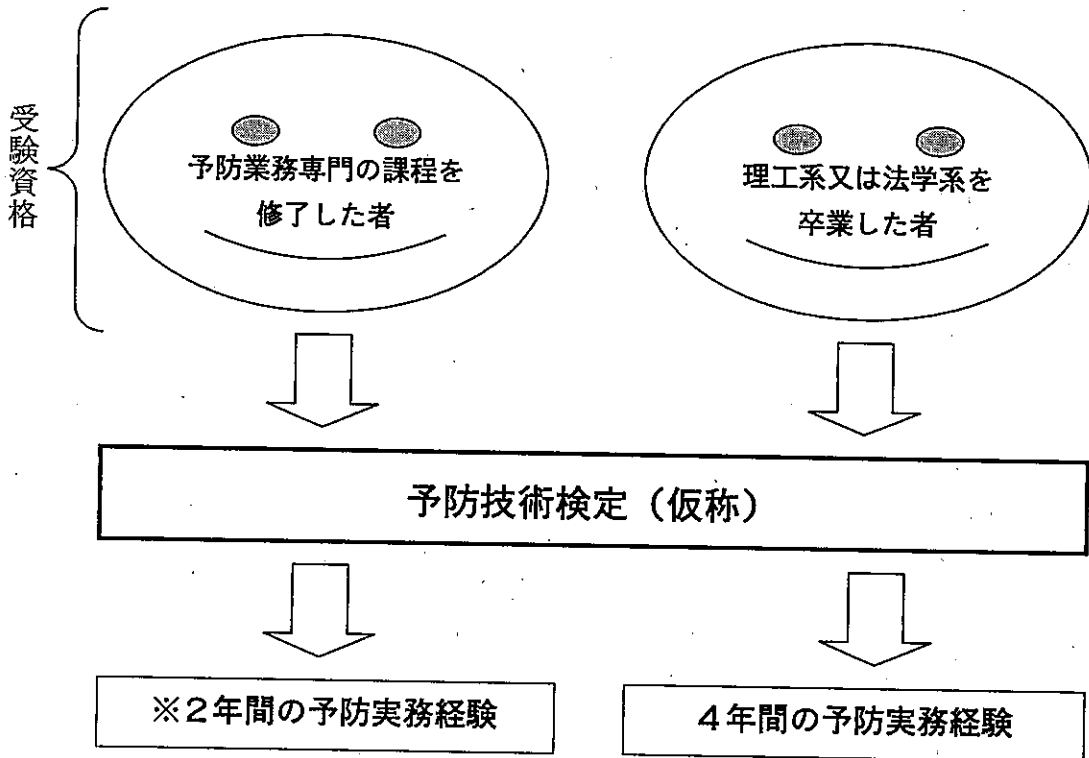
例1：初任教育(89時間)+危険物専科課程(35時間)+特別講習(16時間)≥140時間

例2：初任教育(89時間)+予防査察専科課程(70時間)≥140時間

4.3.2 予防技術検定（仮称）受験資格の考え方（参考資料－2参照）

受験の要件となる消防学校等（大学、専門学校等を含む。）における、火災予防に関する専門の課程は、消防職員でも一般人等でも原則として同一とすべきであるが、一般人等では専門教育を受ける場がほとんどないことから、大学又は高等専門学校等における理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者に対しても受験の機会を認めることが適当である。

なお、予防技術検定（仮称）合格者が予防技術資格者となるために必要な予防行政の実務経験年数については、大学等に設けられた課程（例えば、防火防災課程など消防職員が受講する予防専科教育と同等の課程）を修了した一般人等は2年間とし、理工系又は法学系を卒業した後に試験に合格した者は4年間とすることが適当である。



※ 2年間の予防実務経験は、試験合格の前後を問わない。

4.4 予防技術検定(仮称)の内容について

4.4.1 試験の方式

試験問題が他の受験者に漏えいすることを防止するために、試験は択一式を主とする問題を第三者機関が作成し、同一試験日の実施を原則とすることが適当である。

なお、予防技術資格者には、予防業務を円滑に処理するために消防法令に関する基礎的な知識等を有していることが求められるのは当然であるが、技術基準等については数値を暗記していることを求めるのではなく、消防関係法令の中のどこに規定されているかを速やかに検索し、設問に答える能力を有することを求めるべきであり、業務を行う上で一般的に使用される法令集等を持ち込んで受験することも認めることが適当である。

4.4.2 一般人等に対する試験内容

消防職員に対する試験と一般人等に対する試験は、同一試験問題及び試験方法によることが適当である。

4.4.3 資格保有者への減免規定

消防設備士や危険物取扱者等の資格保有者に対する受験科目の免除等の一定の減免規定を設けることについては、当分の間、行わないものとする。

4.5 予防技術検定(仮称)の形式について

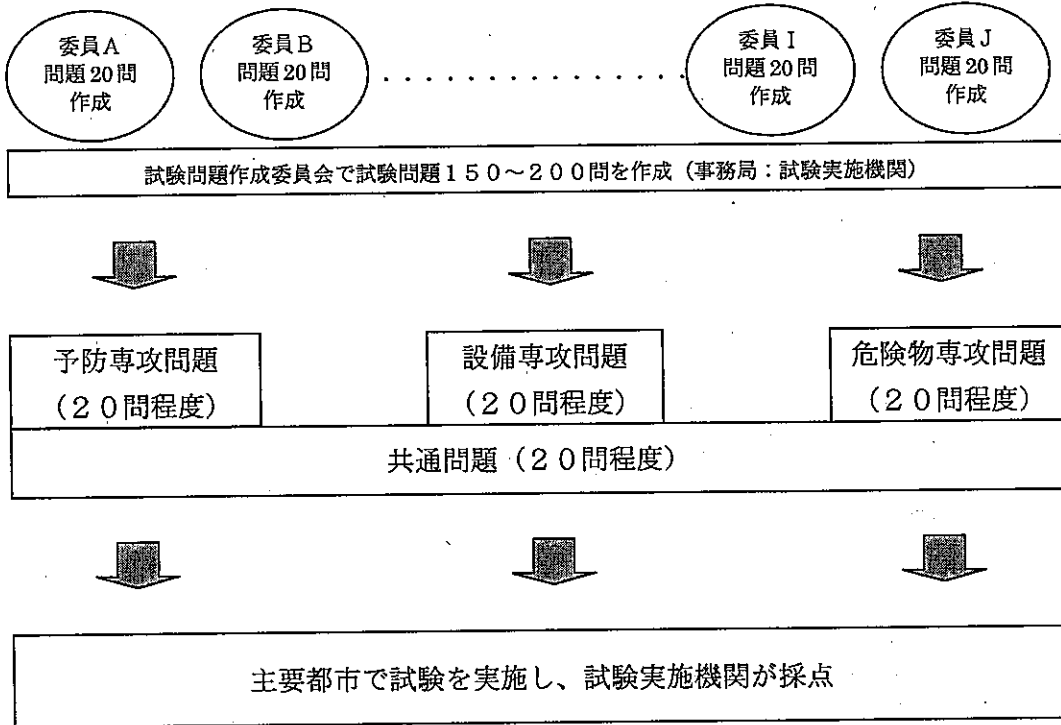
予防技術資格者には全国的に同様の資質が求められることに留意し、次の事項について検討を行った。

4.5.1 試験問題作成方法

試験問題は、第三者機関である試験実施機関が事務局となり「試験問題作成委員会」を設けて作成することが適当である。

4.5.2 試験の実施方法

試験は択一式を主とする問題を第三者機関が作成し、同一試験日に実施することを原則とすることが適当である。



第5章 今後の課題

予防技術資格者について項目ごとに検討してきたが、細目について具体的な検討を行う際には、より合理的な実施方法を見出すよう努める必要がある。また、具体的な運用に当たってさらに検討すべき課題を整理すると、次のものが挙げられる。

5.1 予防技術資格者の資質等について

5.1.1 予防技術資格者の資質向上について

予防技術資格者に要求される予防行政の実務経験を積んだ時期は、必ずしも最近の実務経験に限定されるものではないが、実務を行う上では最新法令に基づき業務を行う必要があることから、必要に応じて外部講習会や消防関係雑誌等を活用し、最新の法令に精通しておくように努める必要がある。

5.1.2 予防技術資格者の適正な配置

比較的小規模な本部では、一つの係で広範囲にわたる予防業務を担当している場合があることから、担当業務に適した予防技術資格者を置こうとすると、一つの係に複数の予防技術資格者が必要となる場合がある。このような場合は、業務に必要な予防技術資格者を配置すると共に、人事ローテーションを念頭に置き、手当てや昇任等の待遇についても検討する必要がある。

5.2 講習課程の期間について

講習期間は1ヶ月程度が適当とされたが、予防業務を円滑に実施する上で有効な講習とするように努める必要がある。また、初任教育の時間数と専科教育の時間数を合計した時の不足時間に対する特別講習の内容・実施方法については検討が必要である。

また、専科教育が行われていない都道府県にあっては、その教育体制の確立が必要となる。

5.3 予防技術検定(仮称)の実施方法について

5.3.1 試験の実施に当たっては、次の課題を検討する必要がある。

- (1) 試験実施機関の選定
- (2) 試験実施に関する経費の詳細見積もり
- (3) 受験料の検討

5.3.2 試験合格者のメリットの拡大

消防職員採用試験その他の採用試験の際に、予防業務従事枠として採用枠が確保されると試験合格者のメリットが拡大し、予防行政に指向する学生の消防防災に関する知識水準の向上が期待される。

また、防火対象物における防火管理業務の実効性を高める観点から、予防技術検定（仮称）に合格した者が防火管理者を補佐することを推奨する。

5.4 予防技術資格者制度の検討課題について

次に掲げる課題について、他の類似した制度と比較検討しながら整理し、制度として整合がとれるようにしなければならない。

- 1 試験の名称を「予防技術資格者試験（仮称）」とした場合、合格すれば直ちに予防技術資格者となり得るかのような誤解が生じることから、予防業務に関し、一定水準の知識及び技能を有することを客観的に確認する「予防技術検定（仮称）」としているが、このことについて受験者に十分周知する必要がある。
- 2 火災予防に関する業務について通算5年以上の従事経験を有する者又は消防大学校で火災予防に関する課程を修めた者が、予防技術資格者となり得る期間について明確にする必要がある。
- 3 予防技術資格者となった者が、配置転換により予防業務以外の業務に従事することとなった場合における資格の取り扱いについて明確にする必要がある。

講習カリキュラム構成(案)

基本講習カリキュラムⅠ(初任教育相当分)

教科目	時間数
予防広報	20時間
危険物	8時間
消防用設備	12時間
査察	24時間
建築	10時間
火災調査	15時間
合計	89時間

基本講習カリキュラムⅡ(共通基礎知識)

教科目	時間数
違反処理	8時間

防火査察講習カリキュラム(基本講習カリキュラムに追加すべき講習カリキュラム)

教科目	時間数
査察	11時間
違反処理	14時間
査察実習	7時間
事例研究	6時間
効果測定等	5時間
合計	43時間

消防用設備等講習カリキュラム(基本講習カリキュラムに追加すべき講習カリキュラム)

教科目	時間数
消防同意	6時間
設備規制事務	26時間
事例研究	6時間
効果測定等	5時間
合計	43時間

危険物講習カリキュラム(基本講習カリキュラムに追加すべき講習カリキュラム)

教科目	時間数
危険物化学	5時間
危険物規制	21時間
事例研究	4時間
効果測定等	5時間
危険性評価・設備等の性能評価	8時間
合計	43時間

予防技術資格者概念図(イメージ)

